

国民健康保険課から国保にご加入の皆様へ制度改正のお知らせです。

現在の国民健康保険は、市町村ごとに運営されていますが、平成30年4月からは、沖縄県も市町村と共に国保運営を担うこととなります。

どうして沖縄県と市町村でいっしょに運営する必要があるのか？

国保が抱えている3つの構造的課題があります。

①「年齢構成が高く医療費水準が高い」

国保は退職後の人も多く含まれ年齢構成が高くなっています。その影響で医療費も多くかかることになります。

②「所得水準が低く保険税の負担が重い」

会社に勤めている人は職場の健康保険に加入する一方、国保は「国民皆保険制度の最後の砦」として退職した人などが多く加入するため、どうしても所得水準が低く、保険税の支払能力に限界があります。

③「財政運営が不安定で赤字になっている小規模な保険者が多く存在する」

国保は市町村単位のため小規模な保険者が多く、重大な病気などで加入者の少ない国保ではその医療費負担が大きく、安定した財政運営が難しくなっています。

そこで、市町村国保の財政を都道府県単位化することで、安定的な財政運営を目指すとともに、市町村事務の効率化・標準化・広域化を推進します。

沖縄県と市町村の役割はどうなるのか？

沖縄県内で保険税負担を公平に支え合うため、沖縄県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた標準保険税率を提示・公表し、保険給付に必要な費用は全額市町村に支払います。

沖縄県の主な役割	市町村の主な役割
国保運営の中心的な役割（財政運営の責任主体） ▶市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ▶各市町村の標準保険料率を提示 ▶給付に必要な費用を全額、市町村へ支払 ▶国保の統一的な運営方針を決定	加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施 ▶加入者の資格管理（各種届出の受付・保険証の発行等） ▶保険税（料）の賦課・徴収 ▶給付の決定、支払 ▶左記の国保事業費納付金を都道府県に納付 ▶保健事業など、加入者の健康づくりのための事業を実施

加入者にはどんな影響があるのか？

市町村国保の財政運営のしくみは変わりますが、医療の受け方は変わりません。また、保険税（料）の納付先や保険給付の申請、各種届出の窓口は、これまでどおりお住まいの市町村となります。

これからは沖縄県が**国保保険者**としての資格を管理することになるので、同一都道府県の他の市町村へ転居した場合でも資格は継続します（保険証は転居後の市町村で改めて交付します）。これに伴い、過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度（多数回該当）について、同一都道府県の他の市町村への転居で、転居後も同じ世帯であることが認められたときは、資格は継続しているため、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めることとなります。これにより、該当者の負担が軽減されることとなります。

【例】

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
これまで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目
				← 同一都道府縣市町村内転居			← ここから該当
平成30年度以降	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目

ここから該当
【通算されることにより、限度額が軽減されます】

☎ 国民健康保険課 内線 147